

R6 家庭用燃料電池設置費補助金 Q&A

R6.5.10

No.	分類	Q	A
A-1	基本	申請を検討するに当たり、主な要件があれば教えてください。	・主な要件としては次のとおりです。他の要件など詳しくは「補助金交付要綱」及び「申請の手引き」で必ずご確認ください。 □個人（申請者）が自ら所有し、及び居住する市内の戸建ての居住専用住宅に設置する必要があります。
A-2	基本	補助対象設備による温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度を活用してもよろしいですか。	・法定耐用年数（6年）を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録はできません。
A-3	基本	設置工事の完了が来年の3月になりそうです。申請できますか。	・申請できません。工事・手続・支払など全て完了させ、来年2月末日までに実績報告書を提出していただく必要があります。
A-4	基本	先月、補助対象設備を設置しました。これから申請しても対象となりますか。	・対象となりません。先ず補助金の申請をしていただき、交付決定を受けてから契約（着手）していただく必要があります。
A-5	基本	市の補助金と同時に、国等の補助金があれば活用しようと考えていますが問題はありますか。	・補助対象設備について、他の補助金との併用はできません。
A-6	基本	対象となる燃料電池を教えてください。	・対象となる燃料電池は、交付申請をする日において一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）に機器登録されている製品が対象となります。
A-7	基本	中古設備は対象となりますか。	・対象となりません。実績報告時に提出していただく保証書（製造事業者が発行したもの）等により、「所有者」や「保証開始日」等を確認します。
A-8	基本	設備設置後、法定耐用年数は経過していませんが、補助対象設備の処分は可能ですか。	・法定耐用年数（6年）の期間内での財産処分については、事前に「財産処分等承認申請書（様式第14号）」により承認を得る必要があります。
B-1	申請前	現在は市外に住んでいますが、来月から呉市に住む予定です。申請できますか。	・申請はできませんが、実績報告書の提出時点で「申請者の住民票の住所」と「設備を設置する住宅の住所」が一致することが要件となります。 【参考】住民基本台帳法第3条第3項 住民は、常に、住民としての地位の変更に係る届出を正確に行うように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
B-2	申請前	他人に住宅を貸していますが、貸している住宅で申請できますか。	・申請できません。設備を設置する住宅に自ら居住していることが要件となります。
B-3	申請前	借家に住んでいますが、借りている住宅で申請できますか。	・申請できません。設備を設置する住宅を自ら所有することが要件となります。
B-4	申請前	父が住んでいる実家の住宅（父名義）に、子である私が設備を設置する場合は対象となりますか。	・対象となりません。申請者・住宅の所有者・設置工事等の契約者（領収書の宛名）等、全て一致する必要があります。
B-5	申請前	住宅が共同名義になっています。その場合はどのように申請したらいいですか。	・登記簿に記載のある共有者全員（申請者を除く）の承諾書（様式第6号）を添付してください。 ・申請者は、施工会社と契約する方と同一である必要があります。
B-6	申請前	住宅の名義が亡くなった祖父のままになっています。どのように申請したらよいですか。	・登記簿の名義と申請者が一致する必要があります。法務局で相続登記を行い、住宅の所有関係を確定させてから申請をご検討ください。
B-7	申請前	登記簿記載の住所・氏名と現在の住所・氏名が異なります。どのように申請したらよろしいですか。	・法務局で変更登記を行い、登記簿の住所・氏名を現在の住所・氏名に変更してから申請してください。
B-8	申請前	賃貸アパートを所有し、その一室に住んでいますが、対象となりますか。	・共同住宅は本補助事業の対象となりません。
B-9	申請前	店舗兼住宅に住んでいますが、対象となりますか。	・併用住宅は本補助事業の対象となりません。
B-10	申請前	建物の登記の種類が「店舗・居宅」となっていますが、店は10年前に閉め、店部分はリフォームして今は住宅として使用していますが、対象となりますか。	・法務局で変更登記を行い、建物の登記の種類を「居宅」に変更してから申請してください。
B-11	申請前	これから新築する戸建て住宅に設置したいと考えていますが、対象となりますか。	・対象となりますが、次の事項に留意してください。 ①補助金交付決定後に補助対象設備に関する設置工事契約等を締結する。 ②実績報告の期日までに、該当住宅の引渡し（登記含む）を受け住民票を異動させる。 ③事業を完了（支払含む）させ、実績報告の期日までに、実績報告書を提出する。

No.	分類	Q	A
B-12	申請前	補助対象機器が設置されている建売住宅を購入する場合は対象となりますか。	・対象となりますが、次の事項に留意してください。 ①補助金交付決定後に住宅の売買契約を締結する。 ②実績報告の期日までに、該当住宅の引渡し（登記含む）を受け住民票を異動させる。 ③事業を完了（支払含む）させ、実績報告の期日までに、実績報告書を提出する。 ④設備の保証開始日（製造事業者が発行したもの）が交付決定日以降であること。
B-13	申請前	既に燃料電池を設置していますが、増設又は置換したいと考えています。この場合も対象となりますか。	・増設や置換は対象外となります。
C-1	申請	代理人による申請手続きは可能ですか？	・可能です。委任状（様式第17号）を申請時に提出してください。 ・申請書等の更正について、申請者本人が仕事等で平日の昼間に対応困難な場合は、事前に委任状を提出してください。
C-2	申請	環境政策課以外の窓口で申請書類を受け付けてくれるところがありますか。	・申請書類の受け付けは、環境政策課（本庁舎7階）のみになります。環境政策課に持参するか、郵送により提出してください。
C-3	申請	住民票の写しは、世帯全員分が必要ですか。また、必要な記載事項は何ですか。	・住民票の写しは、世帯全員の方が記載されたものを提出してください。 ・続柄以外（本籍、筆頭者、個人番号（マイナンバー）、住民票コード）は省略してください。
C-4	申請	見積書の内訳書（様式第2号）は、申請者本人が作成して問題ないですか。	・「見積書の内訳書」の作成は、「見積書」の作成者に依頼してください。 ・作成依頼の際は、社名の記載と社印の押印についても依頼してください。
D-1	申請後	申請した補助対象機器を変更したいのですが、どうしたらよろしいですか。	・計画を変更する場合は、事前に「計画（変更）承認申請書（様式第7号）」により承認を得る必要があります。
D-2	申請後	補助金の振込先の口座名義が、申請者と異なってもよろしいですか。	・補助金の振込先は、申請者の口座に限ります。